特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名			
24	町田市 評価書	私立幼稚園等通園補助金交付事務	基礎項目	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は私立幼稚園等通園補助金交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務					
①事務の名称	私立幼稚園等通園補助金交付事務					
②事務の概要	町田市は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」及び「町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例」の規定に基づき以下の事務において特定個人情報を取り扱う。					
	受給者世帯の住民情報、税情報を照会し、資格確認および交付処理を行う。					
③システムの名称	・福祉システム・宛名システム兼連携システム・中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル・	名					
私立幼稚園等通園補助金ファイ	イル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第1 第6の項					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第1 第6の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	子ども生活部保育・幼稚園課					
②所属長の役職名	子ども生活部保育・幼稚園課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:子ども生活部 保育・幼稚園課 電話:042-724-2138 FAX:050-3161-8635					
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠			・、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人 するリスクへの対策を講じている。			

9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対 われるリスクへの対策 システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基 る全ての局面ごとに、リスクへ		情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおけ			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月29日	評価書名	町田市 私立幼稚園等就園奨励費·保護者補 助金交付事務 基礎項目評価書	町田市 私立幼稚園等通園補助金交付事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年9月29日	Ⅰ 1-①事務の名称	私立幼稚園等就園奨励費·保護者補助金交付 事務	私立幼稚園等通園補助金交付事務	事後	
平成29年9月29日	I 2特定個人情報ファイル名	私立幼稚園等就園奨励費・保護者補助金ファ イル	私立幼稚園等通園補助金ファイル	事後	
平成29年9月29日	Ⅰ 4-②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	
平成29年9月29日	I 5-②所属長	三橋 薫	田中 隆志	事後	
平成29年9月29日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の 計数か	平成28年9月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年9月29日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年9月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年2月28日	I 5-①部署 ②所属長 ⇒ 所属長の役職名	①子ども生活部子ども総務課 ②田中 隆志	①子ども生活部子ども総務課、保育・幼稚園課 ②子ども生活部子ども総務課長、保育・幼稚園 課長	事後	
平成31年2月28日	I 8連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課: 子ども生活部 子ども総務課 電話:042-724-2139-2143 FAX:050-3101-8377	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課・子ども生活部 子ども総務課 電話・042-72-2139-2143 FAX:505-3101-8377 担当課・子ども生活部 保育・幼稚園課 電話: 042-724-2138	事後	
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	I 5-①部署 ②所属長 ⇒ 所属長の役職名	①子ども生活部子ども総務課、保育・幼稚園課 ②子ども生活部子ども総務課長、保育・幼稚園 課長	①子ども生活部保育・幼稚園課 ②子ども生活部保育・幼稚園課長	事後	
令和2年9月30日	I 8連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課: 子ども生活部 子ども総務課 電話:042-724-2139-2143 FAX:050-3101-8377 担当課: 子ども生活部 保育・幼稚園課 電話:042-724-2138	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課: 子ども生活部 保育・幼稚園課 電話: 042-724-2138	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の 計数か	平成29年4月1日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年4月1日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和4年3月16日	Ⅰ 4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等 に関する条例 別表第1 第6の項	番号法第19条第9号 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等 に関する条例 別表第1 第6の項	事後	軽微な内容の変更
令和7年3月7日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事 項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民か自己に関する個人 情報の主体であることにかんがみ、市民の自己 に関する個人情報の開示、訂正、刊の中止 等を求める権利を保障するとと利に、個人情報 の適正な取扱いを確保することにより個人情報 を保護し、もつ下市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に表付けられた人間尊重の市政を 実現することを目的とする。 町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅 威に対する即止、防止、検知及び回復について、 、組織的かつ体系的に取り組むための統一 のな方針であり、情報セキュリティを実験するに 当たっての基本的な考え方及び策を定める ことによって、市が保有する情報資産の機密	町田市情報セキュリティポリシー 1 目的 町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅 原に対する即止、防止、終知及び回復につい て、組織的から体系列に即り組むための様一 的な方針であり、情報セキュリティを実践するに 当たっての基本的な考え方型が方面を使った。 記として、市が保有する情報資産の機密 性、完全性配づ同性を維持し、市民からの継 続的な信頼を獲得することを目的とする。	事後	軽微な内容の変更
令和7年3月7日	Ⅱ 1対象人数 いつ時点の 計数か	令和1年11月21日時点	令和6年4月1日時点	事後	軽微な内容の変更
令和7年3月7日	Ⅱ 2取扱者数 いつ時点の 計数か	令和1年11月21日時点	令和6年4月1日時点	事後	軽微な内容の変更
令和7年3月7日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更に伴い記載事項が 追加されたため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年3月7日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		追加	事後	様式変更に伴い記載事項が 追加されたため、事前の提 出・公表が義務付けられない